

## 市域擴張の「首都性」

対象資料：「市域擴張記念大東京概観」（昭和7年10月1日東京市役所発行）

### 【結果】

昭和7年の「市域擴張」は「帝都に適應せる都制」實現を目指したものであった。

政府が設置した臨時大都市制度調査会の答申（大正12年4月）は「都市計画の区域を以て都の区域」としていた。

「特別区の存する区域」は大正11年確定の「都市計画区域」と完全に一致する。

千歳村と砧村を編入後（昭和11年）の東京市の市域は、

都市計画法（大正8年4月5日公布東京市區改正條例の全面改正）第2条により、

内閣總理大臣が認可公告（大正11年4月24日）した「都市計画区域」に一致する。

都市計画区域は、東京市を始め荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の5郡全部及び北多摩郡砧、千歳の両村を包含する1市84町村の範囲とされた。

「特別区の存する区域」は、昭和11年10月1日以降今日まで変わっていない。

現在の「特別区の存する区域」は、

旧東京市（15区）に旧5郡82町村を併合（昭和7年10月1日市域拡張）した後、

旧北多摩郡千歳村と砧村を世田谷区に編入（昭和11年10月1日）した後の

東京市（昭和18年5月31日廃止）の市域で、

以降、今日まで変わっていない。（埋立地編入を除く）

### 【分析】

#### 1 旧市域（擴張前）

『…内藤新宿町編入以外に隅田川改良並に市内枝川改修工事に伴ふ海面埋立により生じた所屬未定地で市域に編入されたものがある。…』

市制施行後以上の外市域の變遷は絶えて無かつたが、東京市内外の發展膨張は停止するところを知らず市域擴張の必要は漸く輿論となつた。』〔第1章第2節市域變遷p6～7〕

『…東京市は市制實施以來、僅かに内藤新宿町並に新埋立地を市域に編入しただけで、四十餘年來依然として舊態を固守し、既に都市化を完了し、又は其の過程にある數多の隣接町村に對して敢て積極的考慮を拂はなかつた。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張p16〕

#### 2 「都制」制定を目指す

『…政府當局は大都市制度調査會の調査未了を口實として都制に對する政府案提出を依然として躊躇して居た。斯る事態にあつては都制案或は特別市制案の如き立法上の事柄は勢ひ政府及立法部の意見に待たなければならぬので市會としては更に別方面に向つて進出する方策を講じなければならぬ事になつた。既に調査委員報告中にも地域に關する云々の文句があつたが、此の地域に關する』

問題を解決するのは側面から都制案を促進するのに好影響を與へるものだとの意見が調査委員會に於て多數を占めたので此の地域問題解決に向つて着手したのが今回實現した隣接町村大合併の事實上の導火線である。』〔第3章第1節都制案の沿革と市域の擴張p26〕

『...我等の帝都は廣大な地域を新たに市域に編入し、名實共に世界の覇都たるを得たことは誠に慶賀に堪へない。

然し乍ら我等の素志は元より單なる市域の擴張にあるのではなく、實に日本の政治經濟の樞軸である帝都として、其れに適應せる都制の施行さるる事であつた。今後我々市民に課せられたる問題は此の都制の獲得である。』〔序言〕

『市域擴張は面積と人口との大東京の出現を意味するのであるが、更に本市四十年來の懸案である都制の實施は、實に市政運用を圓滑ならしめ市民生活の福利安康を期する所以である。此の意味に於て今回の市域擴張は都制々定の前提をなすものと云ふ事が出来る。

今回の市域擴張に際しても都制の實施を先にすべきであると云ふ議論があつたが、實現の容易な隣接町村の合併を先にやれば、都制も却つて早く實現を見るのではないかと考へたのである。市域擴張が實現して、大東京の行政区劃の確立した今日に於ては都制も遠からず實現するものと信じて居るが、此の意味に於ても亦市域擴張の意義は重大である。眞實の仕事はこれからあるから、今後共市民の自覺ある援助に俟たなければならない。...』〔大東京の實現に際して：東京市長永田秀次郎〕

『最後に東京市は我國の帝都で政治經濟及文化の中心であるばかりでなく國際交歡上特別の地位を有してゐる。市内外の人口は既に五百萬を數へ各種施設經營の多端であることは他都市との比ではない。東京市政の弛張と事業の興廢とは常に東京市の盛衰に關するばかりでなく、延いて國家に重大な影響を及ぼすことは云ふまでもない。

故に東京市に對しては特別の制度を制定し一般都市の制度と區別し、殊に國家と帝都との關係を密接にして帝都に於ける自治行政の振興を圖り併せて國運の隆昌を策せなければならない。

都制確立の要望は既に之を久し論議の行はるゝ事既に三十有餘年に及ぶも今日尚其の實現の歩に至らない。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張p22〕

『然れども都制實施に先ち現行法の下に於て大東京の地域を確定し都制實施に備ふる要がある。之れを我國五大都市の實例に徴するに名古屋、大阪、横濱、神戸、京都の各市は悉く既に隣接町村の市域編入を完了し、略市域と大都市地域とを合致せしむることに成功し大都市制度の實施に備へた。唯獨り東京市のみ其の解決を遷延し來つたのは遺憾である。

要之都制實施の要望切實なる秋に當り、先以て地域を擴張して大東京の形態と實力を備へ以て都制實施の速かならん事を期する必要があるのである。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張p23〕

『...ノミナラズ市域擴張ノ結果ハ必然的ニ都制施行ニ至ルベキモノト考ヘラルルノデ此ノ際帝都經營上適當ナ區域ヲ決定シ、之ガ基本的要件ヲ準備シ置クコトハ都制施行促進上最モ肝要ナコトノ信ズルノデアリマス。』〔東京府知事聲明書 昭和七年五月五日發表 p33〕

『東京市多年の翹望であつた市域の擴張は全くこゝに出來上つた譯であるが、元來市域擴張は都制

制定への前提として行はれたものであり、都制が制定されるに至らなければ眞の大東京の実現とは云ひ難いのである。...」〔第3章第3節市域擴張の確定p43〕

『...又東京市の市域擴張は必然的に府市制度の改正を伴はなければならない。即ち多年の懸案たる都制々定の問題も市域擴張の決定と共に必然的に促進せらるゝものと思料する。』〔第4章第3節市域擴張區域の決定p70〕

『...今や大東京の外廓はこゝに完成を見たが今後は内部構造の整備内容の充實につとめねばならない。東京市の今後解決すべき問題は數多く存在してゐるが、最も重要な先決問題は都制の実施である。都制の獲得によつてのみ大東京は其の實を擧げることが出来ると言ふも過言ではない。.....その後四十餘年間目覺しき國運の隆昌に伴つて、帝都としての東京市も亦躍然として世界の大都市に列したのである。而してその市政の一張一弛は直ちに全日本の運命に重大なる關係を有つてゐるにも拘らず、今尚舊時代の法制の下に帝都を遇するは何としても一大錯誤と言はねばならない。.....東京が依然として舊時代の桎梏から免れ得ないのは、如何に考へても不自然の甚はだしいものである。都制の獲得は實に大東京の實質的完成の先決問題である。

併し乍ら今次の市郡併合の実現により都制實施の機運は著しく促進され、今や近く將來其の實現が約束さるゝに至つてゐる。かくて我等の東京は名實ともに世界の東京として中外に其の威容を示す日が近づいた。.....」〔第20章結語p645～646〕

### 3 帝都の体面

『...新東京市の人口は實に五百萬を突破し、その面積又五百五十平方料に達する。人口に於ては紐育に亞ぎ堂々世界第二の霸都たる地位を贏ち得、其の面積に於ては、ロサンジェルズ、上海、伯林、紐育に次ぎ世界の第五位を占めた。』〔序言〕

『...本市市域擴張は聊か立遅れたる觀ありと雖も、茲に一億六千七百萬餘坪の面積に亘つて、人口五百萬を擁する世界第二の大都市としての帝都大東京の建設を完ふしたのである。

私は輝く日本の帝都としての誇を心底深く感ずると共に、伸び行く大帝都の完成を五百萬市民と手を取り合つて誓ひ度いのである。』〔大東京の實現に際して：東京市長永田秀次郎〕

『...更に世界に於ける大都市の例を見ると、内外に於ける人口百萬人以上を有する大都市は二十有八市に達し、東京市は實に第十位を占めて居るにも拘らず其の面積は第二十六位である。二十世紀に於て最も素晴らしい發展を遂げた「ロサンジェルズ」市の如きは、面積一千二百二十四平方料を有し實に本市の十四倍に當つてゐる。而もその市域擴張は西曆一八五九年以降七十八回に亘つて之を決行し、最近十年間に於ても面積を増すこと二割人口の増加も亦二倍餘に達してゐる。

又伯林市の如きは世界大戰終結の翌年たる一九二〇年を以てその市域を十三倍し、總面積八百八十三・五平方料を擁し實に本市の十倍半に相當するに至つた。而もその人口の密度に至つては本市の二割に過ぎない、市域擴張の本市と比較するも尚我八割に達しない状態である。「ソヴエート」ロシアの新都たる「モスクワ」市は、一九一七年第一革命直後その隣接郊外地を併せて面積一躍二倍半となり是亦本市の三倍弱に相當する。

.....而して第四案(イ)の隣接五郡八十二ヶ町村案の實現を見るに至り、茲に一躍面積一億六千七

百十六萬三千四百三十二坪人口四百九十七萬八百三十九人を擁する世界の大都市となるに至つた。實に人口に於ては紐育市の六百九十三萬人に亞ぎ世界の第二位を占め面積は「ロサンジェルス」、上海、伯林、紐育に次いで世界の第五位となつたのである。』〔第4章第1節概説p46～49〕

#### 4 帝都の区域

『...大體東京都或は市は從來の區域の儘で府から之を獨立せしめんとするものが多かつた。處が大正十二年に至つて鳩山一郎氏等が衆議院に提出した帝都制案は從來の案と異つて其の區域を、大體都市計畫區域とした。又政府が大正十二年七月に臨時大都市制度調査會の官制を發布して之に東京市に關する現行制度に就いての改正要綱を諮問したところ翌年四月にした同會の答申も大體都市計畫の區域を以て都の區域とした。』〔第3章第1節都制案の沿革と市域の擴張p25～26〕

『...市域擴張ノ範圍ニ付テハ從來各種ノ案ガアリマシタガ、其ノ眼目ハ帝都トシテ又大都市トシテ將來ノ向上發展ヲ圖リ行政ノ圓滿堅實ナル遂行ヲ期スルニ外ナラナイノデアリマスカラ、此ノ目的達成ノ為ニハ社會的經濟的並ニ政治的ニ事實上東京市ト有機的一體ヲ為シ利害相一致スル隣接五郡ヲ合併スルコトガ最モ妥當デアルトノ結論ニ達シタノデアリマス。』〔東京府知事聲明書 昭和七年五月五日發表 p33〕

『...然らば都市計畫區域とは何かと云へば、都市計畫區域とは、大正十一年に決定された、都市計畫上一體をなす可きものとされた地域の謂である。大體東京驛を中心として、十哩の半径を以て描いた圓周内に包括される地域で、これに行政區域や自然的境界たる河川等を考慮して修正を加へた結果、東部は江戸川、北部は荒川放水路、西南は多摩川を以て境界とする一帯である。

之を具體的に述べれば、舊市及び之れに隣接する新市域五郡、即ち荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の五郡と北多摩の一部たる砧、千歳の二ヶ村を加へたもので、其の總面積は一億六千九百七萬五千四百四十一坪で、其の内東京市は二千五百二十八萬二千五百五十八坪で舊郡部面積の一割五分を占めるに過ぎない。』〔第11章第1節東京都市計畫の沿革と東京都市計畫區域p344～345〕

『...この都市計畫區域が都或は市の區域と考へられるに至つたのは歐洲大戰後の我國經濟界未曾有の好況に伴ふ都市の急激なる膨張發展に加ふるに大震火災による郊外の顯著なる都市化の結果と考へられ特に注目に値するものがある。尚ほ一言して置かなければならぬのは東京都市計畫區域即ち所謂大東京の地域は大正十一年四月に東京市及東京市を圍繞する六郡八十四ヶ町村と決定された。而して此の範圍を以て東京都市計畫區域とした根據に就ては東京都市計畫區域設定理由書が之を盡して居る。今之を要約すると交通設備土地の形態及行政區域等を考慮して大體一時間以内で商業的中心地に集散し得る人口密度相當の範圍を適當なる限界と認定して之に基いて東京驛を中心點として半径四里の圈圓を畫いた其の圈圓内即ち隣接六郡八十四ヶ町村としたのである。』〔第3章第1節都制案の沿革と市域擴張p26〕

『...各郡は何れも全部一緒になければならぬ、郡を分割されては困るとの堅い決意が明瞭になつて來たから實際問題としては五郡を併合するか、然らざれば擴張を止めるか二者其の一を採らざるを得ない實情に立至つたのである。』〔第3章第2節市域擴張の經過 p30～31〕

## 5 都市計画区域の状況

『市内に於ける人口増加は極めて緩慢であり、近來は毎年一萬五千人を増すに過ぎず、市内人口既に二百十萬人を以て飽和状態に接近し、過剰人口は隣接町村に溢出した為に之等町村は異常なる發展を來し、今日に於ても既に二百九十萬人を擁して東京市の廣大な延長を為すに至つた。五郡に於ける人口増加の趨勢は歳と共に愈々加速度化を示し、年々約二十萬人を増加しつつある。而して東京市に近接する所謂第一圏たる隣接町村は市内同様、人口極めて稠密を加へ、既に都市化を完了し市街の發展連檐櫛比の状は市内と何等撰ぶ所なく人口増加も亦漸次低落の情勢を示すに反し、第二圏内の各町に於て人口増加の最も著しきを見るのである。』〔第2章東京市内外の發展膨脹と市域擴張p16～17〕

『東京市に於ける復興事業の完成後市内の細民階級は隣接町村に追出された觀がある。不良住宅地域の如きも東京市を圍繞する現状であり、市内の要保護世帯は三萬餘を維持し十年前と大差なきに反し郡部に在つては既に其の數四萬八千世帯に達してゐる。而かも隣接町村の社會事業は微々として振はず……更に大東京内に於ける公私營社會事業は動もすれば東京市のそれと重複し或は連絡を缺くが如き憾があるが、茲に市域を擴張して社會政策の普遍化を圖り、社會不安を除去すると共に進んで社會福祉の増進を圖り以て帝都の體面を維持するの要極めて切實なるものがある。』〔第2章東京市内外の發展膨脹と市域擴張p22〕

『…又帝都に於ける公安の維持は其の特殊事業に鑑み特に重大性を有するを以て警察、警備、消防等に關して、深甚の留意を要するものが頗る多い。現在帝都周邊の町村は帝都に比し其の公安保持の施設に於て著しく缺く所多く、之等町村は申すに及ばず帝都に於ても常に其の公安を脅かされてゐることが尠くない。

故に市域の擴張を斷行し同一制度の下に警察、警備、消防等の諸設備を完備し一は以て治安維持に萬遺憾なきを期することに努め、一は以て大東京市民の生活保全と福祉安康との増進を企圖するの要がある。』〔第2章東京市内外の發展膨脹と市域擴張p19〕

『帝都である東京市は特に保健衛生行政に留意せねばならぬ事は言を俟たない。然るに其の施設經營制度等に於ては東京市と隣接町村との間に遺憾乍ら著しき逕庭がある。

昭和三年以來東京市に於ける死亡率の激減は本邦姉妹都市に勝り更に世界に於ける大都市の實績に徴し遜色なきに至つた。汚物掃除については同法に基き、市概三十四ヶ町村は其の施行區域に指定されてゐるが、隣接町村の多くは同法令の命ずる義務の履行に缺ける所があるのを遺憾とする。又塵芥處理、尿尿處分に就ては隣接町村の實際竝に其の將來を考ふるとき轉た寒心に堪へないものがある。』〔第2章東京市内外の發展膨脹と市域擴張p21～22〕

『…大東京構築の基調をなすものは都市計畫法及市街地建築物法の二大根本法である。

然るに其の計畫竝に實施に當つては、夫々行政廳、事務執行義務者及關係地方公共團體を異にする結果、充分豫期の實績を擧ぐることができないのは遺憾である。

市街地建築物法に依り設定せられた用途別地域制の如きも、地方行政區域との間に連絡を缺き延ては都市計畫の遂行と歩調を共にし難き不利不便が多い。此の點は都市計畫事業の側より觀れば一層甚しきものがある。如斯は大東京構築の基調に困惑を生ぜしめ且莫大な事業費の投下をして其の

効果を著しく減耗せしむるのである。故に都市計画法及市街地建築物法の目的達成より考察して各其の法域と市域とを同一ならしめ其の運営上の連絡統一を容易ならしむることを要する。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張 p 19 ~ 20〕

『...試みに大都市行政の根基をなす諸法例の法域、又は施行區域に就て觀ると、其の多くは多數の郊外町村を包含するの實状にある。例之都市計画法及中央卸賣市場法は東京市を中心として、六郡八十四ヶ町村を其の實施區域とし、市街地建築物法は東京市外五郡六十八ヶ町村を、借地法並に借家法は東京市外三十三ヶ町村を施行區域とし、其の他汚物掃除法は其の準用區域に隣接四十三ヶ町村を包含し、産業組合法、速達郵便規則、電話規則等、都市生活上重要關係を有する諸法規も亦東京市を中心とした多數近郊の町村を其の施行區域又は法域として指定する實状にある。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張 p 16〕

『...今日の東京は其の外域に向つて急激なる外延的膨張を為しつつある。帝都として國內政治文化の中樞たるのみならず、國家經濟の樞軸としての都市的吸引力は其の周圍に人口を集中して止む處を知らない。其の市域内に收容し得ない人口は郊外に溢出する外に道のない結果、其の郊外は逐年都市化して異常なる進展を遂げつつある。斯くて現在に於ては東京市は所謂、大東京てう大都市區域の核心部を占めるに過ぎず、其の核心部に收容するを得ない溢出口は東京市外域に雜然として分立して居る、八十有餘の地方自治團體内に收容せざるを得ない状態にある。

これ等自治團體は夫々分立して核心部たる東京市と有機的の連繫を有して居ないから、市民生活は行政上多大の不便を蒙り、二重行政の不合理と不便を免れない。

即ち前述した民衆の社會生活、經濟生活乃至政治生活と、政治的事象としての制度との間に間隙を生ずるに至つたのである。されば、實質的には有機的一體を構成する市、郡を合併して統合的自治體を構成する事によつてのみ前述の市民生活上の不合理と不便とを解消し得るのである。』〔第2章東京市内外の發展膨張と市域擴張 p 15〕

### 参考1 東京市人口推移

市内	隣接5郡	その他地域	府総計	市内比率
大正9年：2,173,201人	1,177,429人	349,209人	3,699,839人	59%
昭和5年：2,070,913人	2,899,926人	437,839人	5,408,678人	38%
昭和7年：5,314,702人		455,498人	5,770,200人	92%

都制施行(S18)までの間の府総人口に対する市内人口比率の推移

S10 92% / S11(砧・千歳編入) 93% / S14 93% / S17 91% / S18 91%

### 参考2 都市計画区域

#### 都市計画法 大正8年4月4日法律第36号

第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ互リ施行スヘキモノヲ謂フ

第二条 前条ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及  
都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ  
以下省略

## 大正11年4月24日都市計畫公告

東京都市計畫區域、大阪都市計畫區域、横濱都市計畫區域及神戸都市計畫區域左ノ通決定  
ノ件認可ス 内閣總理大臣子爵高橋是清

### 東京都市計畫区域 1市84町村

#### 東京市 全域15區

麹町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區、  
小石川區、本郷區、下谷區、浅草區、本所區、深川區

#### 荏原郡 全域19町村

品川町、大森町、羽田町、大井町、大崎町、入新井町、蒲田町、六郷町、矢口町、  
東調布町、池上町、馬込町、荏原町、目黒町、碑衾町、駒澤町、世田谷町、  
玉川村、松澤村

#### 豊多摩郡 全域13町

淀橋町、中野町、千駄ヶ谷町、澁谷町、大久保町、戸塚町、落合町、代々幡町、  
野方町、和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町

#### 北豊島郡 全域20町村

板橋町、南千住町、岩淵町、巢鴨町、王子町、瀧野川町、日暮里町、中新井村、  
志村、高田町、上練馬村、赤塚村、石神井村、三河島町、尾久町、西巢鴨町、  
上板橋村、練馬町、長崎町、大泉村

#### 南足立郡 全域10町村

千住町、西新井町、江北村、舎人村、淵江村、梅島町、綾瀬村、東淵江村、花畑村、  
伊興村

#### 南葛飾郡 全域20町村

新宿町、龜戸町、大島町、吾嬬町、小松川町、松江町、瑞江村、葛西村、鹿本村  
寺島町、本田町、龜青村、南綾瀬町、篠崎村、小岩町、金町、水元村、奥戸町、  
隅田町、砂町

#### 北多摩郡 一部2村

砧村、千歳村